

令和 5 年 6 月 1 日

議 案

6 月 定 例 会 議

常 総 市



## 議案第3号

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、平成15年度から継続して実施している市長等特別職の給料等の減額措置について、今年度末をもって廃止するとともに、改めて市長の給料に係る減額措置を講ずることに伴い、所要の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例（平成15年水海道市条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 常総市長の給料の額の特例に関する条例

第2条から第4条までを削る。

第1条中「平成28年8月3日」を「令和6年4月1日」に、「令和6年8月2日」を「同年8月2日」に改め、同条を第2条とし、同条の前に次の1条を加える。

（目的）

第1条 この条例は、市長の給料月額を時限的に減ずる特例措置を講ずるとともに、これにより生ずる財源をもって、職員の研修、健康管理等に係る施策を実施することにより、職員の資質、教養及び福祉の向上を図り、もって市民サービスの向上に資することを目的とする。

附則第2項中「令和7年9月30日」を「令和6年8月2日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第4号

### 常総市税条例の一部を改正する条例について

常総市税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、森林環境税の賦課徴収及び特定小型原動機付自転車の種別割に係る規定の整備その他所要の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市税条例の一部を改正する条例

常総市税条例（昭和33年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第35条の2第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「，個人の市民税若しくは森林環境税を納付し，若しくは納入し」に，「に充当する」を「を納付し，若しくは納入する」に改める。

第37条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には，当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは，給与所得者は，施行規則で定めるところにより，前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第39条の見出し中「方法」を「方法等」に改め，同条第1項中「によって」を「により」に改め，同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は，当該個人の市民税の均等割を賦課し，及び徴収する場合に併せて賦課し，及び徴収する。

第42条中「及び県民税額」を「，個人の県民税額及び森林環境税額」に，「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に，「においては」を「には」に改め，「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。

次項及び第5項において同じ。) 」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第48条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第48条の5において同じ。) 」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第48条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第83条第1号エ中「及び側面」を「, 側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第12条の4第4項及び第13条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第83条第1号の改正規定及び附則第3条第1項の規定 令和5年7月1日

(2) 第35条の2第2項、第39条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条

に1項を加える改正規定並びに第42条、第45条、第48条、第48条の2及び第48条の6の改正規定並びに附則第12条の4第4項及び第13条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第2項及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第37条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の常総市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の常総市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき常総市税条例第37条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第83条第1号エの規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第13条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第12条の4第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

## 議案第5号

### 常総市手数料条例の一部を改正する条例について

常総市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めらる。

令和5年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、個人番号カードを利用して多機能端末機で戸籍の謄本又は抄本を交付する場合における証明書交付手数料の額を定めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市手数料条例の一部を改正する条例

常総市手数料条例（平成12年水海道市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表戸籍の謄本又は抄本の項中「450円」の次に「（多機能端末機により交付する場合にあっては、350円）」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

## 議案第6号

### 常総市きぬの里地域促進バスの運行に関する条例について

常総市きぬの里地域促進バスの運行に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、常総市きぬの里地域促進バス利用者負担金徴収条例の全部を改正し、きぬの里地域促進バスの利用者負担金を無料にするとともに、きぬの里地域促進バスの運行の目的等を明確化するため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市きぬの里地域促進バスの運行に関する条例

常総市きぬの里地域促進バス利用者負担金徴収条例（平成13年水海道市条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、内守谷町きぬの里及びその周辺地区から常総市立絹西小学校に通学する児童を対象として常総市きぬの里地域促進バス（以下「地域促進バス」という。）を運行することにより内守谷町きぬの里の良好な市街地形成による都市機能の向上及び当該地域の活性化を図ることを目的とする。

（運行の委託）

第2条 市長は、地域促進バスの運行を道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に規定する旅客自動車運送事業の許可を受けている者に委託することができる。

（利用の申込み）

第3条 地域促進バスを利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申し込まなければならない。

（料金）

第4条 地域促進バスの利用に係る料金は、無料とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年9月1日から施行する。